

# 新型コロナウイルス感染症と診断されたかたおよび濃厚接触者に特定されたかたへ

鳥羽市新型コロナウイルス感染症対策本部 ☎ (25)1118

## ○陽性と診断された場合の生活について

- ・新型コロナウイルス感染症と診断されたかたは、病状などに応じて、入院、宿泊療養、自宅療養の指示が保健所からあります。
- ・自宅療養の指示があった場合は、ほかのかたに感染を広げないために自宅から外出しないでください。くわしくは、三重県ホームページを確認してください。



三重県  
ホームページ

## ○濃厚接触者について

濃厚接触者とは、新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認されたかたと、ウイルスがうつる可能性のある期間（症状が出るおよそ2日前から）に近距離での接触や長時間の接触があり、感染の可能性が高くなっているかたを指します。目安としては、必要な感染予防策無しに、1m程度以内で15分以上接触があった場合に濃厚接触になると考えられます。接触状況により感染の可能性は異なるため、**保健所が調査し、濃厚接触者に該当するか判断します。**新型コロナウイルス感染症の感染者と最終接触した日を0日として、翌日から7日間は健康観察を実施し、不要不急の外出は控えてください。また、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認を行い、リスクの高い場所の利用や会食を控えてください。

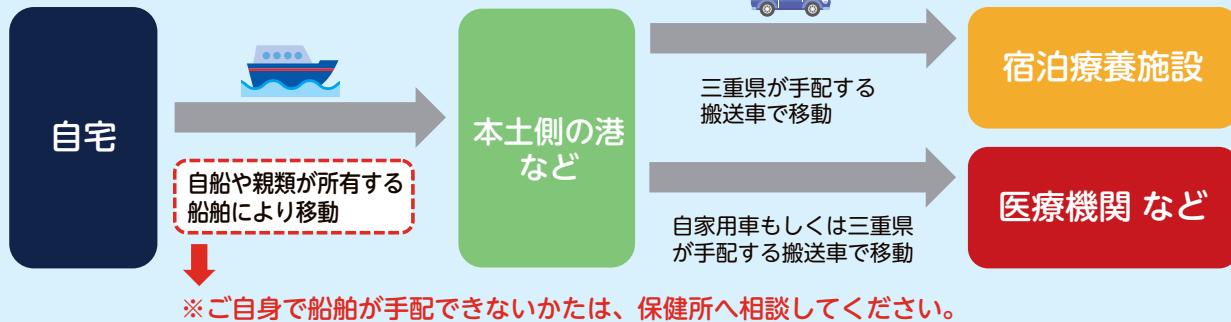
※令和4年1月28日から、無症状の濃厚接触者については、重症化リスクのあるかたなど保健所が必要と判断したかたを除き、初期スクリーニング検査を実施せず、ご自身での健康観察となります。

## ○移動について

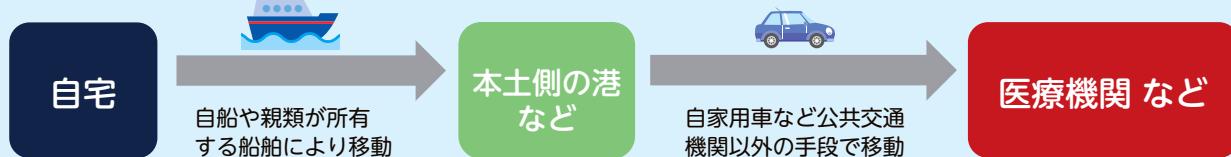
- ・陽性者および濃厚接触者のかたは、市営定期船を含む**公共交通機関を利用しない**ようお願いします。
- ・下記は基本的なケースの例となりますが、それ以外の対応となる場合もあります。

### 離島にお住まいのかた

#### ●陽性と診断され、入院または宿泊療養施設に入所する場合



#### ●濃厚接触者に特定されたかたが、医療機関などに移動する場合



### 離島以外にお住まいのかた

- ・陽性者および濃厚接触者のかたが医療機関などに移動する際は、自家用車など公共交通機関以外の手段での移動が原則となります。

### 各種問い合わせ先

#### ●発熱などの症状が出た場合、相談する医療機関がない場合

受診・相談センター（伊勢保健所） ☎ 0596 (27) 5140

午前9時～午後9時まで、土曜・日曜日、祝日も可

※午後9時～翌日午前9時までは、三重県救急医療情報センター ☎ 059-229-1199

※まずはかかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談してください。かかりつけ医を持たない場合は、三重県が指定する「診療・検査医療機関」一覧から、相談する医療機関を検索することができます。



診療・検査  
医療機関

#### ●緊急搬送を必要とする場合 鳥羽市消防本部 ☎ 119